

**「令和 7 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」
委託
企画提案競技実施要領**

県では、医療・介護・保育施設、公衆浴場等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、これらの施設を運営する事業者等に対し、緊急的に応援金を支給します。

この応援金事業について、迅速かつ的確な事務を推進するために、企画提案競技により、応援金の申請受付・問合せ対応、審査等の事務処理を行う事務局の運営を受託する事業者を募集します。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和 7 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで

(3) 業務内容

別紙「令和 7 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」仕様書のとおり

(4) 委託料（提案価格）の上限

6 3, 5 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は予定価格を示すものではない。

※また、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

※委託料は、受付件数等の業務量に応じて県と受託者が協議の上、変更する場合がある。

2 参加資格

(1) 単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの構成員のうち 1 以上は県内法人であること。

(3) 次の要件の全てを満たすこと。

ア 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

カ 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

3 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書（様式2）を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知する。その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和7年6月6日（金）から令和7年7月9日（水）午後5時まで ※企画提案競技実施要領は、4に記載の担当課で配布するほか、ホームページで閲覧、ダウンロードができる。
(2) 事前説明会 （※当該説明会に出席しない事業者は、企画提案競技に参加できない。）	日時 令和7年6月24日（火）13：15～14：30 会場 島根県本庁舎 6階 605会議室 （島根県松江市殿町1番地） ※説明会参加希望者（企画提案参加表明の必須要件）は、説明会参加申込書（様式1）を令和7年6月19日（木）午後5時までに持参又はFAXにより1部提出する。
(3) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書（様式2）を令和7年6月25日（水）午後5時（必着）までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(4) 参加資格通知予定日	参加表明書（様式2）を受理後速やかに通知する。
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質問書（様式3）にて令和7年7月1日（火）午後5時までに持参またはFAXにより提出すること。
(6) 質疑の回答方法	回答は随時、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。回答は企画提案への参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(7) 質疑の回答予定日	令和7年7月4日（金）
(8) 企画提案書提出期限	令和7年7月9日（水）午後5時（必着）
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和7年7月16日（水）午後 ※プレゼンテーションの時間及び場所（会場は松江市内を予定）については、企画提案への参加表明書提出者に別途通知する。

(10) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(11) 委託予定事業者の決定	令和7年7月中旬

4 提出先及び問い合わせ先

島根県健康福祉部健康福祉総務課 担当：清山（せいやま）・西村（にしむら）

〒690-8501 島根県松江市殿町2番地（島根県庁第二分庁舎4階）

TEL：0852-22-6331 FAX：0852-27-6317 E-mail：kenpuku-somu@pref.shimane.lg.jp

5 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法 (記述する内容等)	ア 企画提案書は、任意様式により作成すること。ただし、表紙に「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務 企画提案書」と記載し、併せて提案者名（コンソーシアムの場合は全ての構成法人又は個人名）を記載すること。 イ 別紙「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」仕様書の内容を踏まえ、次の点について具体的に記載・提案すること。 (ア) 事務局の設置及び運営、推進体制 (イ) 事業遂行及び人員配置スケジュール (ウ) 具体的な事務処理手順・業務フロー (エ) 業務を遂行する上で、効率化につながる提案 (オ) 類似事業についての実績（実施年度、事業名、事業概要、契約額（単位：千円、税込）、発注者等） ウ 用紙の大きさはA4判（縦の場合は左綴じ、横の場合は上綴じ）、横書きを原則とする。図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
(2) 提出方法	ア 計6部提出すること。 イ 令和7年7月9日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。
(3) その他の書類	ア 見積書（任意様式）を1部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(4) 企画提案等に係る留意事項	ア 参加表明書（様式2）又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 (ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。 (イ) 記載上の留意事項に適合しないもの。 (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

	(オ) 虚偽の内容が記載されているもの。 イ 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ウ 企画提案の採否は、文書で通知する。 エ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。 オ 本要領に基づき提出された書類は返還しない。 カ 提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に基づき開示する場合がある。
--	---

6 審査方法等

(1) 審査方法	ア 審査会を設置し、(2)審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の業務委託候補者として選定する。 イ 企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ウ 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容 (※主な審査視点)	ア 本事業を実施できる体制があるか。 イ 素早くかつ確実に事業に着手できるか。 ウ 対象事業者からの問い合わせに丁寧かつ正確に対応できるか。 エ 対象事業者からの申請書の提出があった際、正確かつ確実な審査ができるか。 オ 申請事業者の申請書類等を整理の上、確実に保管することができるか。 カ 対象事業者に対し、効果的な広報を行うことができるか。 キ 一連の業務を素早く行い、申請事業者が応援金を受給するまでの期間をより短くすることができるか。 ク 関連業務の実績は十分か。 ケ 経費の見積もりが妥当か。
(3) 提案者への採否通知	後日書面により提案者全員に通知する。

7 契約内容等

(1) 契約方法	業務委託候補者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。
(2) 契約金額	採択決定後、業務委託候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
(3) 委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、前金払いを行うことができる。
(4) 一括下請けの禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請

	け負わせることはできない。
(5) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。
(7) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
(8) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。

8 提案の無効に関する事項

5 の(4)のアに記載することに加え、次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 事実に反する提案や、提案に関する不正行為があったとき。
- (3) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記 4 の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、「令和 7 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」企画提案競技実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備し、業務完了後 5 年間は保管するものとする。
- (5) 本委託業務は、内閣府からの交付金を活用するものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。
- (6) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (7) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

(様式 1)

令和 年 月 日

島根県知事 様

(島根県健康福祉部健康福祉総務課 清山・西村 行き)

(FAX : 0852-27-6317)

会社名

代表者名

「令和 7 年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」委託
企画提案競技 説明会参加申込書 (〆切 : 令和 7 年 6 月 1 9 日 (木) 17 : 00)

標記の説明会に参加します。

連 絡 先	会 社 名	
	住 所	
	電 話	
	F A X	
	メ ー ル ア ド レ ス	
	担 当 者 名	
	参 加 予 定 者	

(様式2)

令和 年 月 日

島根県知事 様

(単独法人またはコンソーシアム代表者)

所在地

会社名

代表者名

(連絡担当者)

職・氏名

TEL

FAX

E-mail

「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」委託
企画提案競技 参加表明書 (〆切: 令和7年6月25日(水) 17:00)

この業務の企画提案に参加したいので、必要事項を記載のうえ申し込みます。

なお、「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」委託
企画提案競技実施要領に定められた参加資格を満たしていること及び記載内容について、事実
と相違ないことを誓約します。

1 提案者の概要

単独法人またはコン ソーシアム代表者	法人名・代表者名			
	本社所在地			
	資本金(千円)		従業員数(人)	
	業種 営業種目			
コン ソー シアム 構 成 員	法人名・代表者名			
	本社所在地			
	資本金(千円)		従業員数(人)	
	業種 営業種目			

2 確認事項 (該当するものに☑)

- ☐ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しない
- ☐ 国又は地方公共団体との契約に関して、現在指名停止を受けていない
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密
接な関係を有する者を経営に関与させていない

【記載についての留意事項】

- ・ 記載欄は適宜増減してください。

【添付資料（各 1 部添付してください。）】

- ・ 島根県内に事務所を有する者：県税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本）
 - ・ 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）：本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後 3 か月以内のもの、原本）
- ※ 納税証明書について、コンソーシアムによる参加の場合は、構成員すべての証明書を添付してください
- ・ コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し
 - ・ 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

(様式3)

令和 年 月 日

島根県知事 様

(島根県健康福祉部健康福祉総務課 清山・西村 行き)

(FAX : 0852-27-6317)

会 社 名 _____

代 表 者 _____

住 所 _____

担 当 者 _____

連 絡 先 (電話) _____

(FAX) _____

「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金支給業務」委託
企画提案競技 質問書 (〆切：令和7年7月1日(火)17:00)

項 目	内 容